

第3節 景観影響の予測

1. 予測の手法

1.1 予測手法

(1) 定点観測地点の改変

定点観測地点の改変については、定点観測地点の分布図に事業区域の位置図を重ね合わせて位置、改変の程度等を把握する手法（オーバーレイ法）による予測を行った。

(2) 定点観測地点からの眺望景観の変化

定点観測地点からの眺望景観の変化については、最も一般的に用いられているフォトモンタージュ法により予測を行った。

また、表5.3-1(1)～(4)に示す視覚に関する物理的指標について整理するとともに、必要に応じて定点観測地点からの眺望景観の変化の程度を把握するための参考とした。

なお、幹線道路上の眺望点からの眺望景観の変化については、当該眺望点から富士山を眺望した場合に眺望される景観そのものへの影響が認められないことから、事業者見解書の作成段階でフォトモンタージュ法による予測を行うこととする。

表 5.3-1(1) 視距離

内 容	
視距離によって施設などの認知を規定する要因（テクスチャー、色彩、形態等）が変化するので、保全水準の達成の程度の判定及び保全対策の立案への指標としても役立つ。	<p>景観の視距離を近景・中景・遠景と区分すると、この3区分は対象によってその絶対的距離は異なるが、概ね以下のような感覚でとらえることができる。</p> <p>近景...対象の要素やディテールが目につきやすい領域（500m程度以内）</p> <p>中景...対象全体の形態がとらえやすく、対象が景観の主体となる領域（500m～3 km程度）</p> <p>遠景...対象が景観のごく一部となる領域（3 km程度以遠）</p>
国総研資料第714号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）から引用	

景観配慮書の作成例

表5.3-1 (2) 垂直視覚と鉄塔の見え方（鉄塔高さが約70mの場合）

視角	距離	鉄塔の場合
0.5°	8,000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4,000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5°～2°	2,000m	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1,300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5°～6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10°～12°	400m	眼いっぱいになり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

環境省_自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告書から引用

表 5.3-1(3) 仰角・俯角

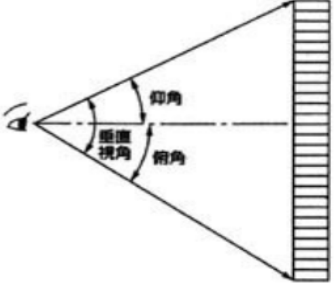
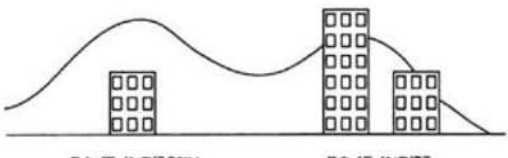
内 容	
<p>仰角とは、対象物の上端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。建造物の見えの面積とほぼ比例関係にある仰角を圧迫感の指標として用いる。仰角が大きいと圧迫感を感じる。</p> <p>対象物の下端と視点を結ぶ線と水平線のなす角。俯瞰景観においては、俯角が目につき易さの重要な指標となる。</p>	<p>仰角は 18° になると圧迫感が感じられ始め、30° では対象物が全視野を占め、圧迫感が残る。（メルテンスの法則） また、俯角 10° 付近は俯瞰景観における中心領域であるといわれており、対象道路事業実施区域がその周辺に位置する場合は目につきやすくなる。</p> 
国総研資料第 714 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）から引用	

表 5.3-1(4) スカイライン断絶の有無

内 容	
<p>スカイラインとは、山や樹冠等が空を背景として描く輪郭線をいう。</p>	<p>人工物の出現により、スカイラインの連続性が切断された場合には、景観上の支障が大きくなるとされている。</p> 
国総研資料第 714 号 道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）を修正して引用	

1.2 予測地域

予測地域は、調査地域と同一の地域とした。

1.3 予測地点

予測地点は、景観配慮書に係る手続においては、表5.3-2に掲げる地点（定点観測地点のうち、事業区域に係る視認可能性が認められるもの）とした。

表5.3-2 予測地点一覧（定点観測地点）

番号	定点観測地点の名称	標高
1	富士山（吉田口六合目）	2,408m
8	三ッ峠	1,783m
15	大石公園	836m

出典 各予測地点の標高は、山梨県世界遺産富士山景観評価等技術指針別表第一に規定する値である。

1.4 予測対象時期等

予測対象時期等は、対象事業が完了した時期とした。

2 予測の結果

2.1 定点観測地点の改変

定点観測地点は、事業区域外であるため、対象事業の実施による直接的な影響はない。

2.2 定点観測視点からの眺望景観の変化

定点観測地点からの眺望景観の変化の状況は附属書類の写真資料1～3（A3サイズ）に示すとおりであり、視覚に関する物理的指標による解析及び景観影響の予測の結果は表5.3-3(1)～(3)に示すとおりである。

表5.3-3(1) 予測の結果（富士山（吉田口六合目））

指標	内容	摘要
視距離	10.6 k m	
見込角	約0.3°	可燃ごみ処理施設
スカイライン断絶の有無	なし	
この予測地点からは事業区域及び可燃ごみ処理施設を視認することができるが、見込角は約0.3°であり、ほとんど気にならないと予測される。		

表5.3-3 (2) 予測の結果（三ツ峠）

指標	内容	摘要
視距離	8.7 k m	
見込角	約0.3°	可燃ごみ処理施設
スカイライン断絶の有無	なし	
この予測地点からは事業区域及び可燃ごみ処理施設を視認することができるが、見込角は約0.3°であり、ほとんど気にならないと予測される。		

表5.3-3 (3) 予測の結果（大石公園）

指標	内容	摘要
視距離	5.5 k m	
見込角	約1.0°	可燃ごみ処理施設
スカイライン断絶の有無	なし	
この予測地点からは可燃ごみ処理施設の煙突部を視認することができるが、見込角は約1.0°であり、外壁の色彩を工夫することでほとんど気にならなくなると予測される。		

2.3 幹線道路上の眺望点からの眺望景観の変化

東富士五湖道路側道（東側）からの眺望景観の変化の予測については、この景観配慮書の手続においては実施せず、建築物の形態意匠等の細部がほぼ確定した後、事業者見解書の手続において実施する。

第4節 景観保全措置の検討

1 景観保全措置の対象

(1) 定点観測地点の改変

定点観測地点については影響がないと判断されるため、景観保全措置は検討しない。

(2) 定点観測地点からの眺望景観の変化

定点観測地点からの眺望景観については影響がないと判断されるため、景観保全措置は検討しない。

2 景観保全措置の目標

定点観測地点からの眺望景観については、1(2)のとおり、景観保全措置の対象とならないが、今後、幹線道路上の眺望点からの眺望景観についての予測の結果を踏まえる中で、良好な景観を形成する観点から、次に掲げる事項を目標として景観保全措置を検討する。

景観影響をできる限り回避し、又は最小化すること。

表5.4-1に示す景観の保全に関する施策によって示されている基準又は目標との整合性を図ること。

表5.4-1 景観の保全に関する施策

実施主体	景観の保全に関する施策の名称
環境省	富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書（平成12年1月）
山梨県	富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針（昭和62年施行）
富士吉田市	富士吉田市景観計画（平成28年3月）

3 今後検討する景観保全措置の内容

対象事業に係る詳細設計を進め、幹線道路上の眺望点からの眺望景観についての予測を実施する中で、建築物の形状、建築物の外壁の色彩及び素材、緑化による建築物の遮蔽等について検討する予定である。

4 対象事業の規模を検討する段階で行った景観保全措置の検討の内容

4.1 検討案

対象事業の規模を検討する段階において、次の2案の比較検討を行った。

(案1) 建築物（煙突部分を除く。）の規模を高さ30m及び建築面積600m²とする案

(案2) 建築物（煙突部分を除く。）の規模を高さ20m及び建築面積900m²とする案

4.2 各案の比較検討の内容

(1) 案1

・・・(当該案の長所・短所等を記載する。)・・・

(2) 案2

・・・(当該案の長所・短所等を記載する。)・・・

4.3 検討結果

建設地が世界遺産富士山の緩衝地帯内であることを重視し、建築物の規模については、景観影響の最小化に資する案2とすることが適当であると判断した。

第5節 景観影響の評価

1 評価の手法

調査及び予測の結果並びに景観保全措置の検討の結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る景観影響ができる限り回避され、又は最小化されているかどうか及び国、県又は関係する市町村が実施する景観の保全に関する施策によって示されている景観に関する基準又は目標との整合性が図られているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価する。

2 評価の結果

2.1 定点観測地点

予測の結果、定点観測地点については、景観影響は回避されていると評価する。

2.2 定点観測地点からの眺望景観

表5.5-1に示すとおり、予測の結果から、定点観測地点からの眺望景観については、実施事業に係る景観影響は最小化されていると評価する。

表5.5-1 評価の結果（定点観測地点からの眺望景観の変化）

番号	定点観測地点の名称	結果
1	富士山（吉田口六合目）	この定点観測地点からは事業区域及び可燃ごみ処理施設を視認することができるが、見込角は約0.3°であり、ほとんど気にならないと予測されることから、事業実施に係る景観影響はないと判断する。
8	三ッ峠	この定点観測地点からは事業区域及び可燃ごみ処理施設を視認することができるが、見込角は約0.3°であり、ほとんど気にならないと予測されることから、事業実施に係る景観影響はないと判断する。
15	大石公園	この定点観測地点からは可燃ごみ処理施設の煙突部を視認することができるが、見込角は約1.0°であり、外壁の色彩を工夫することでほとんど気にならなくなると予測されることから、事業実施に係る景観影響はないと判断する。

2.3 その他

対象事業に係る詳細設計を作成する過程において、表5.4-1に示す景観の保全に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られるよう、これらの施策の実施主体と協議を行う。

第6章 景観評価の委託先の氏名及び住所

1 委託先の名称

株式会社

2 代表者の氏名

3 主たる事務所の所在地

山梨県 市 1 - 6 - 1000